

違反是正事例（事例6－1）

テーマ < 屋内消火栓設備のモーター焼損対象物に対する違反処理 平成17年 >

- ▶ 屋内消火栓の自主点検時に空運転によりモーターの焼付きを発生させた施設に対し、消防用設備の改修指導をした違反処理の事例。

防火対象物の概要

- (1) 用途 ホテル（5項イ）
- (2) 構造・規模 耐火造 地上6階 地下1階
建築面積 400㎡ 延べ面積 2,800㎡
- (3) 消防用設備等 消火器 屋内消火栓設備
自動火災報知設備 避難器具 誘導灯
- (4) 所有者 株式会社Aホテル
(法人の登記事項証明書から代表取締役B)

ホテル	F6
ホテル	F5
ホテル	F4
ホテル	F3
ホテル	F2
ホテル	F1
GL	
ホテル	B1

1. 違反処理の概要

(1) 違反覚知の端緒

平成16年10月3日、上記ホテルと契約している保守管理会社の社員が来署して次の事項の報告及び相談があった。

「先週、私が立ち会って、ホテルの防火管理者が自動火災報知設備の自主点検を行った際、屋内消火栓設備の連動スイッチを「断」にせずに受信機の火災表示試験を実施してしまった。

その後、屋内消火栓設備の点検に移り、屋内消火栓ボックスを見ると、表示灯がフリッカーしているのを確認し、直ちにポンプ室に駆けつけたが、モーター付近から白煙があがっていたため、すぐに電源を遮断した。

このため、ホテル側からモーターの改修費用について応分の負担をして欲しい旨の話があり困っている。私どもの方にも責任があるのでしょうか。」

(2) その後の対応

ホテル側と話し合い、屋内消火栓設備を早期に改修してもらいたい旨を説明し、責任については、ホテル側と保守管理会社の問題で消防署が言及することではないと話した。

翌日、平成16年10月4日、防火管理者の立会いで、立入検査及び火災調査を行った結果、屋内消火栓設備のポンプのモーターが焼損し、ポンプが起動しない事実を現認した。立入検査結果通知書を交付するとともに、早期改修を指導した。

(3) 違反の状況

屋内消火栓設備 加圧送水装置機能不良（消防法第 17 条第 1 項 同施行規則第 12 条第 1 項第 7 号ハ）

(4) 警告書の交付

ア 違反箇所及び建物構造・規模・用途等についての実況見分を立入検査時に行い、実況見分調書にまとめた。

イ その後、ホテル側に改修意思が認められないことから、ホテル側の意思を防火管理者に確認したところ、防火管理者は「故障の原因を作ったのは保守管理会社がちゃんと指導しなかったからで、ホテル側には責任はない。」と主張した。

ウ 法人及び建物の登記事項証明書による名あて人の特定、並びに実況見分結果による違反事実の認定結果に基づき、株式会社Aホテル（代表取締役B）に対して平成 16 年 10 月 20 日、警告書を交付した。

[警告事項]

平成 16 年 11 月 30 日までに屋内消火栓設備が有効に作動できるよう、加圧送水装置を改修すること。

(5) 命令書の発出

ア その後、電話や出向で改修の指導を行った結果、警告書の履行期限間際になって、ホテル側が平成 16 年中には改修するとの意思を表明したため、警告の履行期限は経過したものの、命令は実施しなかった。

イ 平成 17 年 2 月 1 日になっても、ホテル側から改修した旨の報告がないことから、ホテルに出向し、防火管理者から事情を聞いたところ、年末年始の忙しい時期に重なったこともあって、まだ設備業者と工事契約を結んでいないことが判明した。

ウ そこで、命令に移行するため、警告時に特定した違反事実の変更の有無について実況見分等を再度行ったところ、警告時に特定した違反事実と変更はなかったため、平成 17 年 2 月 20 日にホテル所有者に対して**命令書**を交付した。

[命令事項]

平成 17 年 3 月 31 日までに屋内消火栓設備が有効に作動できるよう、加圧送水装置を改修すること。

[命令の理由]

屋内消火栓設備の加圧送水装置のモーターが焼損し、揚水できない（ポンプの吐出量 0ml/min）事実（消防法第 17 条第 1 項、同施行規則第 12 条第 1 項第 7 号）

2. 違反処理の完結

- ① 平成 17 年 3 月 10 日 防火管理者から改修の相談を受ける。
- ② 平成 17 年 3 月 17 日 防火管理者から設備業者と契約を締結したとの報告があり、契約書で契約を確認した。
- ③ 平成 17 年 3 月 31 日 改修完了を確認した。

(事例6-1) グループ検討

テーマ < 屋内消火栓設備のモーター焼損対象物に対する違反処理 平成17年 >

1 実況見分の実施について

火災調査後の対応として、建物全体の立入検査を実施し、名あて人の確認を行っていることについて検討してください。

2 履行期限と上位措置移行について

警告書の履行期限の適否、ホテルの用途を考慮した時に履行期限経過後の命令の留保について、検討してください。

3 屋内消火栓設備の使用不能時の対応について

事故等により、防火対象物の屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、あるいは駐車場の不活性ガス(炭酸ガス)消火設備の機能不良が生じていることが判明した場合に、防火対象物の使用を認めますか。認める際の火災予防上の指導事項として、どのような対応が求められるか考えてください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

(テキストに資料として、消防設備士・危険物取扱者の違反通告制度を掲載しています。)